



2026年5月15日

各位

会社名 株式会社アイ・アールジャパンホールディングス
代表者名 代表取締役社長・CEO 寺下 史郎
(コード番号：6035 東証スタンダード)
問合せ先 常務取締役経営企画部長 藤原 豊
(TEL. 03-3519-6750)

株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ

当社は、2026年6月19日開催予定の第12期定時株主総会における議案について別紙記載のとおり
の株主提案(以下「本株主提案」といいます。)を行う旨の書面(以下「本株主提案書面」といいます。)
を受領いたしました。本日開催の取締役会において、本株主提案について反対することを決議いた
しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案株主の概要

(1) 提案株主

エヌエーブイエフ・セレクト・マスター・ファンド・エルピー
NAV Select (Master) Fund LP

(2) 提案株主の保有株式数・議決権数

30,000株 300個 (2026年3月31日現在)

(3) 提案株主の保有期間

2025年9月30日付の当社株主名簿以降、約6か月間、提案株主の保有を確認しております。

(4) 提案株主と当社とのエンゲージメント状況

現時点まで当社に対する面談要請や事前のメールでの問い合わせ、並びに当社への対話・意見交
換の申入れは一切確認されておりません。

2. 本株主提案の内容

(1) 議題

- ① 自己株式の取得に関する件
- ② 剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件

(2) 議案の内容及び提案の理由

別紙「本株主提案の内容」に記載のとおりです。

なお、別紙「本株主提案の内容」は、提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文
のまま掲載したものであります。

3. 本株主提案に対する当社取締役会の意見

(1) 自己株式の取得に関する件

①当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

②反対の理由

提案株主は、本株主提案の提案理由として、余剰資本の効率的活用、及び株主還元強化と資本効率の向上等を主張しておりますが、以下の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

a) 当社グループの子会社株式会社アイ・アールジャパン（以下「IRJ」といいます。）が金融商品取引法上の自己資本規制の対象会社であること

当社グループの子会社 IRJ は、証券代行業務を信託銀行以外で行う株式事務代行機関として各証券取引所から唯一承認されている関係上、金融商品取引法に基づく自己資本規制の対象となる第一種金融商品取引業者として財務局の登録を受けております。同規制は銀行等の金融機関と同等の自己資本の水準を維持することを目的としており、当社は通常の事業会社より高い自己資本を維持することを経営の最重要事項の一つと認識し、健全な事業活動を行う上で必要な内部留保を確保し、財務の健全性を維持しつつ、適切かつ持続的な株主還元を実施すべく、連結配当性向 50%程度を目処として株主の皆様へ利益還元を行うことを基本方針としております。

本株主提案による大幅な株主還元は、机上の計算では可能であります。金融商品取引法上の自己資本規制対象会社としての持続性を考慮した場合には、極めて短期的な還元となるなど、不適切な提案と判断いたします。

なお、子会社 IRJ の自己資本規制比率の推移は以下です。

(百万円)

	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月	2026年3月
自己資本規制比率	242.7%	226.3%	273.3%	262.3%	260.3%
(A) 固定化されていない自己資本	2,837	2,305	2,189	2,174	2,165
(B) リスク相当額合計	1,169	1,018	801	828	831

※自己資本規制比率が 200%を下回ると関東財務局への報告対象となります。

$$\text{自己資本規制比率} = \frac{\text{(A) 固定化されていない自己資本 (基本的項目 + 補完的項目 - 控除資産)}}{\text{(B) リスク相当額合計 (市場リスク、取引先リスク、基礎的リスク)}}$$

b) 更なる成長に向けた積極的投資（人材・情報セキュリティ・システム・AI）の必要性

当社グループはこの3年間、コーポレートガバナンス、内部統制、コンプライアンス、情報セキュリティの徹底的な強化等いわゆる守りをより強固とする投資を行ってまいりました。今後はこの守りを一層強固とするべく、とりわけ情報セキュリティ、システム分野への積極的な投資を行う予定です。

加えて、既存の社員の給与水準を引き上げる（新卒社員の月収を40万円に引き上げたことにより全体を底上げ）とともに、コンサルタント、リサーチャー、AIエンジニア、システムエンジニア等の人材拡充に関して積極的な投資を展開しております。また、新たに資本市場での分野での事業投資を計画しており、今後は M&A 等の攻めの投資を加速する方針

にあります。本株主提案が示唆する短期的な大幅な株主還元は、現在守りから攻めに転じる時期にある当社グループにとって適切なアクションではないと判断いたします。

(2) 剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件

① 当社取締役会の意見

当社取締役会は、本株主提案に反対いたします。

② 反対の理由

提案株主は、本株主提案の提案理由として、剰余金の配当等の決定機関について株主総会で決議できる余地を残す必要がある旨を主張しておりますが、以下の理由により、当社取締役会は本株主提案に反対いたします。

a) 実務運用の実態とは異なった事実認識に基づく提案であること

当社の現行定款は取締役会決議を可能としつつも、株主総会における決議を何ら排除するものではありません。実務運用上も、毎年の定時株主総会において剰余金の配当に関する議案を上程、決議しており、提案株主の「株主の権利が制限されている」との指摘は、実務運用の実態とは異なった事実認識によるものであります。

b) 提案の必要性・合理性の欠如

既に株主の皆様のご関与機会が十分に確保されている運用実態があるにもかかわらず、形式的な制度変更を求める本株主提案は、実質的な課題認識及び改善効果の双方において合理性を欠くものであります。

以上

別紙「本株主提案の内容」

※提案株主から提出された本株主提案書面の該当記載を原文のまま掲載しております。

第1 提案する議題

1. 自己株式取得の件
2. 剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件

第2 議案の要領及び提案の理由

1 自己株式の取得に関する件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を以下の内容で取得すること。

1. 取得する株式の種類 普通株式
2. 取得し得る株式の総数 1,784,000株（発行済株式総数の約10%に相当。ただし、当社が保有する自己株式を除く発行済株式総数に基づく。）
3. 取得し得る株式の総額 15億円（取得価額の総額の上限）を金銭の交付をもって取得することとする。
4. 取得の方法 東京証券取引所における市場買付その他の方法（ただし、公開買付けを含むことも可）

（注）取得した自己株式については、速やかに消却することを併せて期待する。

(2) 提案の理由

a. 剰余資本の効率的活用

当社はIR・SRコンサルティングを主力とするサービス業として設備投資が少なく、安定した高キャッシュフローを生み出しています。直近の財務状況を踏まえても、手元流動性は十分に厚く、株主還元余力は極めて高い水準にあります。

b. 株主還元の強化と資本効率の向上

当社のROICとキャッシュ創出能力を加味すると、資本市場から正当な評価を得ているとは言い難い水準にあります。また、ROEが資本コストを十分に上回る水準とは言えません。自己株式取得により発行済株式総数を圧縮することで、EPS（1株当たり利益）・ROEの向上を図り、株主価値を直接的に高めることができます。

c. 当社独自の実践とコンフリクトの解消

当社はIR・SRコンサルティングの専門家として、数多くの上場企業に対し株主還元策の強化や資本効率改善をアドバイスされています。本提案は、当社自身がクライアント企業に推奨している「株主共同の利益最大化」を、自ら実践する絶好の機会です。

さらに、当社はダルトン・インベストメンツが株主として保有する企業（ダルトン案件）に対して、企業ディフェンスを含む、IR・SR支援サービスを提供し、収益を上げています。また、有事にエスカレートした場合、さらに高額なサービスを提供しており、当社の高収益構造に寄与しています。残念ながら、このような関係性において、ダルトンが当社株主として当社株を保有した上で、当社が企業ディフェンスで高額な料金を要請した場合、利益相反（コンフリクト・オブ・インタレスト）の可能性を指摘されるリスクがあります。当社はアクティビスト対応を成長戦略としておりますが、僭越ながら、ダルトンとしても当社の成長を共にしたいと存じます。

本提案は当社の企業価値向上と全株主の共通利益を目的とした建設的なものです。当社が自ら積極的な株主還元を実践することで、クライアント企業へのアドバイスに説得力が増し、結果として当社の IR・SR 事業全体の信頼性と収益基盤が強化されると確信しています。コンフリクトの懸念を払拭し、むしろ「自ら実践する専門家」としてのポジションを確立する好機です。

当社の提案は、当社の持続的成長と株主還元のバランスを損なうものではなく、むしろ企業価値のさらなる向上に資するものです。

2 剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件

(1) 議案の要領

当社の定款第 34 条を下記の通り変更する。なお、定時株主総会における他の議案（会社提案に係る議案も含む。）の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整（条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。）が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

（下線は変更部分を示します。）

変更前	変更後
<p>（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める。</p>	<p>（剰余金の配当等の決定機関）</p> <p>第 34 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定める<u>ことができる</u>。</p>

(2) 提案の理由

当社では定款の定めにより、剰余金の配当等の決定機関を取締役会の決議によって定めるとしており、剰余金の配当等の株主の権利を制限するものです。よって、剰余金の配当等の決定機関を取締役会の決議によって定めることに加え、株主からの提案がある場合には株主総会の決議によって定めることができるよう定款変更すべきです。

以 上